

PPA 方式による沖縄県立学校への太陽光発電設備等導入事業協定書（案）

沖縄県（以下、「甲」という。）と〇〇〇（以下、「乙」という。）は、PPA 方式による沖縄県立学校（球陽高校、大平特別支援学校）への太陽光発電設備等導入事業（以下、「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、当事者の役割その他本事業の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 募集要項等 甲が公募型プロポーザル方式により行った本事業に関し、最良の提案をした者を選定するための公募（以下、「公募」という。）に際し、甲が提示した本事業に係る募集要項、仕様書及び県ホームページに掲載した本事業に係る「質問書に対する回答」をいう。

（2） 提案書 公募に対し、乙が提出した企画提案書一式（企画提案書に係るヒアリングにおける甲の質問に対する乙の回答の内容等を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 甲及び乙は、本協定に定められた事項につき、信義を重んじ、誠実にこれを履行しなければならない。

（事業の実施）

第4条 乙は、本事業の実施にあたり、本協定のほか、関係法令、企画提案説明書等及び提案書の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

2 乙は、提案書の内容と異なる方法により本事業を実施する場合は、甲の承諾を受けたいでその方法を決定するものとする。

3 乙は、提案書の内容を踏まえた事業計画を作成し、あらかじめ甲に提出しなければならない。この場合において、前項の規定により提案書の内容と異なる方法を決定したときは、改めてその内容を踏まえた事業計画を作成し、甲に提出しなければならない。

4 乙は、前項の事業計画に従って本事業を進めなければならない。

5 甲は、本協定に基づく本事業の実施状況を定期的に又は随時に調査することができる。

6 甲は、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。

7 乙は、前項の甲の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(施設及び設置できる太陽光発電設備等)

第5条 乙は、本協定の締結の後、下記施設に次に掲げる太陽光発電設備等(以下、「設備」という。)を甲乙立ち合いのもと設置することができる。当該設置等の際して甲の金銭的負担はなく、乙は、自己の費用と責任によりこれを行うものとする。

(1) 学校(球陽高校、大平特別支援学校)

(2) 設備(太陽光パネル、架台、接続箱、電力量計、パワーコンディショナ、蓄電池、配線ケーブルその他付属する配線又は必要な器具)

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から本事業の事業期間の末日までとする。

(事業期間)

第7条 事業期間は、乙が提案書で提案した期間および第4条第3項により定める事業計画で定められた期間とする。

2 設備の設置工事開始日及び運転開始日は、別途甲乙で協議し決定する。

3 運転期間は、乙が提案書で提案した期間および第4条第3項により定める事業計画で定められた期間(15年間)を基本とする。

(施設の使用について)

第8条 乙は、本事業を行うために、学校に立ち入る際には、事前に学校の承認を受けなければならない。

2 甲は、乙が本設置場所に本設備を設置し、運用するため、本設置場所および既存配管等を乙に無償で使用させるものとし、乙は承認を得たうえでこれを借り受ける。

3 甲は、前2項の承認をしたとき、乙に対して本事業に必要な範囲内で施設の使用を承諾する。

4 施設の行政財産使用許可期間は1年間とし、施設の使用料は無償とする。なお、使用許可は毎年度更新し、使用許可期間は事業期間を限度とする。

(事実の保証)

第9条 甲は、本協定の締結にあたり、以下の事項に誤りがないことを確認し保証する。

(1) 本設置場所に関し、甲が乙に対して本事業のための利用を認める権限を有していること。

ア 球陽高校(棟 m²)

イ 大平特別支援学校(棟 m²)

(2) 本施設に瑕疵がないこと及び建築基準法に適合していること。

(3) 本施設に本設備の設置を妨げる担保権、用益権または賃借権等がないこと。

(4) 本施設または甲が権限を有する本施設周辺の施設若しくは土地において日射量または日照時間を減少させる恐れのある工作物の設置等が予定されていないこと。

(5) 本施設または甲が権限を有する本施設周辺の施設若しくは土地における甲の活動により、粉塵、水滴等、本設備の運営に支障のあるものが発生していないこと。

2 甲は、乙が前項について確認することに応じ、協力するものとする。

(設置工事等)

第10条 乙は、設備の設置、修理等の工事に着手する前に、甲に対して工事計画書を提出し、その確認を受けるものとする。

2 乙は、前項の工事を実施するときは、施設の設置目的を踏まえて、県及び学校と十分な協議を行い、利用者の安全性等に配慮した実施スケジュール及び工法により行うものとする。

3 乙は、関係法令、規則及びガイドライン等を遵守のうえ、乙の費用と責任により、本事業の実施のために必要な事務手続きの一切を行うものとする。

4 甲は、前項に定める乙による本事業の実施のために必要な事務手続きについて協力するものとする。

(工事完了確認)

第11条 乙は、設備の設置、修理等の工事を実施したときは、当該工事が計画どおりに完了したことについて甲の確認を得るものとする。

2 乙は、前項に規定する設置工事の確認を得た後、電力の供給に関する契約（以下、「電力供給契約」という。）に基づく日時より電力供給を開始することができるものとする。

(設備の設置による影響への対応)

第12条 乙が、本協定に基づき設備を施設に設置することの安全性について確認を行うため、甲は乙に対して必要な書類を開示するものとする。

2 設備を設置したことにより施設等の安全性に問題が生じ、その問題が乙の責めに帰すべき事由に起因する場合は、乙が自己の費用と責任に基づき必要な対策を講じるものとし、甲に生じた損害を賠償するものとする。

3 設備の設置又は管理不足に起因する雨漏りその他の損害が生じた場合は、乙の責任において必要な措置を講じるものとする。

4 施設の維持管理上特に必要と認められる措置（屋上の防水工事等）を行うため、甲は乙に対して書面で協力を要請したとき、乙は、設備の一時的な運転停止、一時撤去、保管及び再設置を行うものとする。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、県の費用負担とする。

5 前項の場合において、甲はその場合の乙が逸した収入の補償を行わないものとするが、当該期間が一週間以上にわたる場合は運転期間に含まないこととし、当該期間分の延長に係る電力供給契約の変更については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。もしくは措置等による乙の損害、損失または増加費用の補償については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

6 甲は、本施設等において第4項にかかる措置等を実施するなどし、本設備の運用に支障が生じるときは、乙と事前に協議をし、本設備の運用が出来ない状況を生じさせないよう合理的な努力をするものとする。当該努力を尽くしても、措置等の実施により本設備が一

時的に運用できない状況が発生することを回避出来ない場合には、甲は、本設備が運用できない期間を必要最小限にするように最大限の努力をする。

- 7 設備を設置した施設等における雨漏りその他の損害について、乙の設置した設備に起因するものか甲の施設の老朽化等に起因するものか不明な場合、乙の負担で調査するものとする。

(運用停止)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙は、設備の利用を停止または制限できるものとする。この場合、乙は、やむを得ない場合を除き、事前にその旨を甲に連絡するものとする。

- (1) 設備を設置した施設等に故障、その他の不具合が生じたとき
- (2) 設備を設置した施設等が一部滅失または毀損したとき
- (3) 設備を設置した施設等の点検を設置した施設等および保守を行うとき
- (4) 設備を設置した施設等の使用に支障が発生し、または発生するおそれがあるとき
- (5) 甲が本契約にもとづく債務の履行を怠ったとき
- (6) 本事業にかかる部品及び消耗品等の供給が停止または制限されたとき
- (7) その他、本設備利用サービスの提供が困難となったとき

- 2 前項により設備を設置した施設等の利用が停止または制限された場合であっても、乙は甲に対し損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

(維持管理)

第 14 条 甲及び乙は、別途締結する電力供給契約により、乙が供給する電力の送電上の責任分界点を定めるものとする。

- 2 前項の責任分界点をもって甲乙それぞれの所有する工作物をそれぞれの責任と費用負担において適切に維持管理を行うものとする。
- 3 乙は、設備が常に正常かつ安全な状態で稼働するために必要な維持管理を定期的に実施するものとする。
- 4 乙は、設備に故障、不具合その他の異常が生じた場合、速やかに修理等を実施し、設備が正常な状態で稼働できるよう復旧に努めるものとする。
- 5 乙は、故障、不具合その他の異常や台風被害等を確認するため、毎年一回以上の定期点検を行い、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具等のゆるみの確認を行うものとする。また、震度 5 強以上の地震や風速 15m/s 以上の強風などの災害発生後は必要に応じて設備全般の臨時点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すものとする。
- 6 乙は、前項の点検結果について点検内容の確認ができる写真又は画像を添えて甲に報告するものとする。
- 7 乙は、設備の維持管理又は保守点検のため、事前に学校による承諾を受けたうえで、施設に立ち入ることができる。
- 8 乙は、前項の規定により立ち入る場合、身分証を携帯し、学校の請求があるときは、こ

れを提示するものとする。

- 9 設備の損壊又は災害等緊急を要するとき、乙は、設備の保守、保全、修繕等応急の措置をとるため、甲の事前の承諾を受けずに施設に立ち入ることができる。この場合において、乙は事後、速やかに甲に対し、理由、緊急性及び立ち入りの日時を報告する。
- 10 甲は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、速やかに乙に対して通知する。
- (1) 甲が設備に故障、不具合その他の異常を発見したとき。
 - (2) 甲が本事業に悪影響を及ぼすおそれのある設備の異常を発見したとき。
 - (3) 甲に対して近隣住民等から本事業に係る苦情等の申し入れがあったとき。
 - (4) 甲が設備に対して影となるおそれのある建築物等が近隣に建設される可能性があることを知ったとき。

- 11 甲は、乙に対し、施設の使用方法に関して、施設の安全確保、災害の防止、環境整備等の適切な管理を図るために必要な事項を指示することができ、乙は、その指示に従わなければならない。

(本設備の運用に支障を生じさせる行為の禁止)

第 15 条 甲は、本施設等または甲が権限を有する本施設周辺の施設若しくは土地において粉塵や水滴を生じさせたり、本設備への日射量または日照時間を減少させる恐れのある工作物を設置したりする等、本事業に支障を生じさせる行為をしてはならない。

- 2 甲は、本設備の主電源を切る等、本電力の発電量や充放電量を低下、抑制するような行為をしてはならない。当該行為が行われた場合、乙は、甲により本設備の正常な運用が抑制された期間において乙が合理的に推定する太陽光発電設備から発電されたであろう電力量に PPA 単価を乗じた金額を、逸失収入に対する賠償金額として乙に支払うものとする。

- 3 学校の保安規程で定められている年次点検、臨時点検等についてはこの限りではない。

(設備の帰属)

第 16 条 甲及び乙は、設備は施設に付合することのない独立の動産であり、設備の所有権が乙に帰属することを確認する。

- 2 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、次の行為を行ってはならない。

- (1) 本設備の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること
- (2) 本契約にもとづく債務を、甲または甲の承継人に対する債権をもって相殺すること
- (3) 本設備を第三者に使用させること
- (4) 本設備を本設置場所から移動または取り外しすること
- (5) 本契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡しまたは承継させること
- (6) その他本設備の所有権および占有権を侵害すること

- 3 乙の事前の書面による承諾を得て甲が設備の移動を行う場合には、甲は、当該行為を甲

の費用と責任により行うものとする。なお、当該移動に伴う諸経費（システム取外し、輸送、保管等を含むが、これらに限られないものとする。）および損害は甲が負担するものとする。また、甲は、甲乙により別途書面にて合意をした場合を除き、設備利用物件の移動により、乙が設備利用物件の不具合に関する一切の責任を免れることをあらかじめ承諾するものとする。

- 4 本事業期間中の本設備による発電から生じる環境価値に関する一切の権利（J-クレジット、グリーン電力証書等の環境価値に関する現在の制度上の権利および非 FIT 非化石証書等の環境価値に関し将来的に導入される制度上の権利、並びに環境価値を広報・マーケティング・広告宣伝などに利用できる権利を含むものとする）は、甲に単独で帰属するものとする。

（公租公課）

第 17 条 乙は、設備に課税される公租公課を負担し、期限どおり支払うものとする。

（費用負担）

第 18 条 設備に係る設計、材料調達、設置工事、維持管理、保守点検、機器の更新及び撤去並びに各種手続きの申請に係る費用、設備に賦課される公租公課その他本事業の実施に必要な費用は、甲の責めに帰すべき事由によりこれが生じた場合を除き、全て乙の負担とする。

- 2 設備の設置工事等に必要な電気は、当該設備により発電された電力又は小売電気事業者から受電するものとし、これに要する電気料金については、全て乙の負担とする。

（電気料金の設定等）

第 19 条 乙が甲に対し請求する電気料金は、提案書に記載した額を基に別途契約により定める PPA 単価に使用電力量を乗じた額とする。

（非常時の施設への電力使用）

第 20 条 災害や計画停電等により一般送配電事業者から施設に供給される電気が遮断された際には、乙は、甲に対して非常用電源コンセント等から電気を提供するものとする。

（禁止事項）

第 21 条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- （1） 施設に設備以外の物を設置しないこと。
- （2） 施設において、甲に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- （3） 施設を本事業の目的以外の用途に使用しないこと。

- 2 甲は、設備に対して影となる障害物を設置する等、本事業における供給電力量の減少につながる行為をしてはならない。ただし、事前に乙の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 22 条 乙は、事前の甲の書面による承諾を受けることなく、本協定によって生じる権利、

義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保に供し、若しくは設備を売却し、又は、本事業の廃止若しくは供給電力量が消滅若しくは著しく減少することとなる事業の変更若しくは縮小その他の行為を行ってはならない。

(全部委託の禁止)

第 23 条 乙は、本事業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

3 乙は、前項の規定により委任し、又は請け負わせる場合は、当該委任し、又は請け負わせた者に本協定の規定を遵守させなければならない。

(事故報告)

第 24 条 乙は、設備の設置又は維持管理に伴う事故が発生した場合、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の事故が発生した場合、速やかに実態を調査し、その損害を把握し、その原因が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合は、適切な措置を講じ、再発を防止するための対応を行うものとする。

3 甲及び乙は、緊急時の連絡体制を整備しておくものとする。

(自然災害等の際の取扱い)

第 25 条 自然災害等により設備又は当該設備が設置された施設に損害が生じた場合には、乙の所有する設備の修繕は乙の負担とし、甲の所有する施設については甲の負担とする。ただし、設備を設置したことに起因する甲の施設の損害は、当該設置に関して乙の責めに帰すべき事由がある場合に限り乙の負担とする。

(設備による損害の応急措置)

第 26 条 設備が施設や学校の利用者等に損害を与え、その状態が続くことにより相当な被害が予想される場合は、甲は撤去等の応急措置をとることができるものとし、当該状態の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その措置費用等を乙に請求することができるものとする。

(保険の付保)

第 27 条 乙は、本協定に関連して損害を対象とする損害保険を付保するものとし、付保した損害保険に係る保険証券等の写しを甲に提出するものとする。

(撤去の担保)

第 28 条 乙は、破綻した場合の設備の撤去及び施設の原状回復を担保する書類の写しを甲に提出するものとする。

(甲が行う損害賠償)

第 29 条 甲が、故意又は過失によって設備に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害賠償を請求することができる。

2 甲は、設置された設備の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合

を除き、一切責任を負わないものとする。

- 3 第1項の場合において、乙の加入する保険で補填された損害に対しては、損害額から補填された保険相当額を控除して請求する。

(乙が行う損害賠償)

第30条 乙は、本協定の履行に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を被らせるおそれが生じた場合、速やかに甲に報告するものとし、乙の設置した設備に起因して、施設に損害が生じた場合又は第三者に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 本協定に違反して電力供給を履行しないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、本協定に定める事項を履行しないとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本協定を解除することができる。
- (1) 乙の経営状況等の悪化により、本事業を適切に実施できないおそれがあると甲が認めるとき。
 - (2) 第21条の規定に違反して権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (3) 乙が本事業の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 本事業の一部の履行が不能である場合又は乙が本事業の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本事業の目的を達することができないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本事業の履行をせず、甲が前項の催告をしても本事業の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に本協定から生じる債権を譲渡したとき。
 - (7) 第31条の規定によらないで本協定の解除を申し出たとき。
 - (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (9) 沖縄県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止を受けたとき。
 - (10) 法令違反又は不公正な営業等の行為により著しく社会的信用を失墜したとき。
 - (11) 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、

乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

(13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(14) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

(15) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(16) 本協定に関連する契約の相手方が(11)から(15)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(17) 乙が(11)から(15)までのいずれかに該当する者を本協定に関連する契約の相手方としていた場合((16)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により本協定が解除された場合については、乙は、甲にその損害の賠償を求めることができない。

4 甲は、本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、解除の内容及び理由を公表することができる。

(乙の解除権)

第32条 乙は、甲が本協定に違反し、その違反によって本協定の履行が不可能となったときは、本協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

3 乙は、その経営状況等乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断する場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申出を行ったうえで、甲と協議を行い、甲が承諾した場合に限り、本協定を解除することができる。

4 前項の規定により本協定が解除された場合については、乙は、甲にその損害の賠償を求めることができない。

(事業期間満了前の終了における設備の取扱い)

第33条 本協定が前条に基づく解除その他の理由により事業期間満了前に終了した場合、甲及び乙は、本設備の取扱いについて協議するものとする。ただし、甲は、乙の責めに帰すべき事由により甲が本協定を解除した場合であって、甲乙の協議に基づく合意が合理

的期間内になされない場合、上記にかかわらず、乙に対して合理的期間内に乙の負担で合理的な方法により施設に設置した全ての設備を撤去し、施設を原状に回復することを求めることができる。

- 2 前条又は第 31 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき、甲又は乙が本協定を解除した場合、当該解除がなされた相手方は解除を行った者に生じた損害等を賠償するものとする。

(意思表示の方法)

第 34 条 本協定に関して甲乙間で行う意思表示は、すべて書面により行うものとする。

(事業報告)

第 35 条 乙は、甲に毎年度の発電量及び設備導入による温室効果ガス排出量削減効果を前年度終了後速やかに報告するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、乙は、甲が求める内容について報告するものとする。

(機密の保持)

第 36 条 甲及び乙は、本協定の内容及び本協定の履行に関し知り得た機密情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。

- 2 本条に基づく甲及び乙の義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(個人情報保護)

第 37 条 乙は、本協定による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別紙 1）【沖縄県の通知を追加】を守らなければならない。

- 2 前項の規定は、再委託先において準用する。

(特許権等の使用)

第 38 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(不可抗力)

第 39 条 事業期間中に自然災害や暴動、紛争その他の不可抗力により本協定の全部又は一部の履行の不能又は遅延が生じた場合は、乙は、かかる履行不能又は履行遅延について一切の損害賠償責任を負わないものとし、当該不可抗力事由により乙が本事業を行うことができない合理的な期間について、甲及び乙は本協定に基づく義務の免除を受けることができるものとする。また、甲又は乙は、当該期間が長期間に及び、本事業の継続が困難となった場合は、相手方に対する書面による通知により本協定を解除することができる。

- 2 前項にかかわらず、前項の事情により設備が毀損し、これにより設備が設置された施設が毀損若しくは倒壊した場合、又は、設備が転倒若しくは落下するなど設備を原因として甲若しくは第三者に損害を被らせた場合、乙はその費用と責任をもって賠償にあたるものとする。

- 3 第 1 項の事情により乙が所有する設備が毀損又は滅失した場合、甲は、その賠償の一切の責を免れるものとし、乙が逸した収入を補償する義務を負わないものとする。

(要望及び苦情の処理)

第 40 条 乙は、設備の設置、維持管理及び撤去において地域の景観や近隣住民等への影響に配慮するものとし、近隣住民等からの要望及び苦情については、乙の責任において誠意をもって対応するものとし、対応にあたって甲は、乙に協力するものとする。

(報告義務)

第 41 条 乙は、次に掲げる場合は、直ちに書面により甲に報告しなければならない。

- (1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更したとき。
- (2) 乙が、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当するとき。
- (3) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えたとき。
- (4) 乙が、本事業の実施に関し、自然災害、盗難その他の事由により、損害を被ったとき。
- (5) 本事業の実施に関し、設備が滅失し、又は毀損したとき。

(管轄裁判所)

第 42 条 本協定に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定内容の変更)

第 43 条 甲及び乙は、必要があると認めるときは協議のうえ、本協定の内容の一部を変更することができる。

(協議事項)

第 44 条 本協定に定めのない事項又は本協定の履行に関して疑義が生じたときには、甲乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

那覇市泉崎 1-2-2

甲 沖縄県知事 玉城 康裕

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（作業場所の特定・持ち出しの制限）

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知等）

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項

を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17 年法律第86 号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報等を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。
（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注）

1 「甲」は発注者（沖縄県）、「乙」は受注者をいう。